



宮 崎 県 公 報

平成26年10月1日(水曜日)号外 第45号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁
○薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) 1	○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の 一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 4
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正 する規則…………… (“) 3	○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等 に関する規則の一部を改正する規則…………… (こども家庭課) 6
	○母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する 規則…………… (“) 9

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第48号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和36年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>薬事法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)の施行に関し、薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下「政令」という。)及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則によって厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、次の各号に掲げるものを除き、住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 省令第50条第1項に規定する適合性調査申請書</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 前項の書類は、厚生労働大臣に提出するものについては正副3通を、知事に提出するものについては正副2通とする。ただし、次の各号に掲げる書類については、当該各号の部数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 改正法附則第14条の旧法第35条の許可を受けている者(以下「特例販売業者」という。)による取扱品目変更追加に関する書類 正副3通</p> <p>(3) [略]</p> <p>(許可更新申請の期限)</p> <p>第3条 薬局開設者又は医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u>(昭和36年政令第11号。以下「政令」という。)及び<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</u>(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則によって厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、次の各号に掲げるものを除き、住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 省令第50条第1項に規定する<u>医薬品等適合性調査申請書</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 前項の書類は、厚生労働大臣に提出するものについては<u>正副3通</u>、知事に提出するものについては正副2通とする。ただし、次の各号に掲げる書類については、当該各号の部数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 改正法附則第14条の旧法第35条の許可を受けている者による取扱品目変更追加に関する書類 正副3通</p> <p>(3) [略]</p> <p>(許可更新申請の期限)</p> <p>第3条 薬局開設者又は医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販</p>

等の販売業若しくは賃貸業の許可を受けた者は、法第 4 条第 4 項に規定する薬局開設の許可の更新、法第 24 条第 2 項に規定する医薬品販売業の許可の更新又は法第 39 条第 4 項に規定する高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可の更新を受けようとするときは、その許可の有効期間満了日の 1 月前までに、申請書を提出しなければならない。

（薬局の管理者等の薬局等以外の場所での薬事従事許可の申請）

第 4 条 法第 7 条第 3 項ただし書、第 28 条第 3 項ただし書又は第 35 条第 3 項ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

2・3 [略]

（管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証の交付）

第 12 条 [略]

2 [略]

様式第 2 号（第 4 条関係）

[略]

第 7 条第 3 項

薬事法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり許可します
第 35 条第 3 項

。

[略]

様式第 4 号（第 5 条関係）

[略]

薬事法第 8 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり薬局に関する情報を報告します。

[略]

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

[略]	
障害者自立支援法に基づく指定の有無（精神通院医療）	[略]
障害者自立支援法に基づく指定の有無（育成医療・更正医療）	[略]
[略]	

[略]

様式第 9 号（第 10 条関係）

[略]

薬事法第 36 条の 8 第 1 項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]

様式第 11 号（第 12 条関係）

[略]

販売業
管理医療機器 届出済証
賃貸業

売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可を受けた者は、法第 4 条第 4 項に規定する薬局開設の許可の更新、法第 24 条第 2 項に規定する医薬品販売業の許可の更新、法第 39 条第 4 項に規定する高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可の更新又は法第 40 条の 5 第 4 項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとするときは、その許可の有効期間満了日の 1 月前までに、申請書を提出しなければならない。

（薬局の管理者等の薬局等以外の場所での薬事従事許可の申請）

第 4 条 法第 7 条第 3 項ただし書、第 28 条第 3 項ただし書、第 35 条第 3 項ただし書、第 39 条の 2 第 2 項ただし書又は第 40 条の 6 第 2 項ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

2・3 [略]

（管理医療機器の販売業又は貸与業の届出済証の交付）

第 12 条 [略]

2 [略]

様式第 2 号（第 4 条関係）

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

第 7 条第 3 項ただし書

第 28 条第 3 項ただし書

る法律第 35 条第 3 項ただし書 の規定に基づき、下記のとおり

第 39 条の 2 第 2 項ただし書

第 40 条の 6 第 2 項ただし書

許可します。

[略]

様式第 4 号（第 5 条関係）

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり薬局に関する情報を報告します。

[略]

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

[略]	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無（精神通院医療）	[略]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無（育成医療・更正医療）	[略]
[略]	

[略]

様式第 9 号（第 10 条関係）

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 8 第 1 項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]

様式第 11 号（第 12 条関係）

[略]

販売業
管理医療機器 届出済証
貸与業

<p>[略]</p> <p style="text-align: right;">販売業</p> <p>薬事法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の 賃貸業</p> <p>届出をした者であることを証明します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第12条関係）</p> <p>収入証紙 販売業 管理医療機器 届出済証交付申請書 賃貸業</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">販売業</p> <p>上記により、管理医療機器 届出済証の交付を申請します 賃貸業</p> <p>。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の届 貸与業</p> <p>届出をした者であることを証明します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第12条関係）</p> <p>収入証紙 販売業 管理医療機器 届出済証交付申請書 賃与業</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">販売業</p> <p>上記により、管理医療機器 届出済証の交付を申請します 賃与業</p> <p>。</p> <p>[略]</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の薬事法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年宮崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入院費の徴収）</p> <p>第6条 法第59条の4の規定により、入院に要する費用として措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者から、別表に定める額を徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援者である場合は徴収しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 費用徴収額の認定に当たって当該措置入院者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要がある場合には、保護者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉子どもセンター等の関係機関若しくは保護者に対し照会等を行うものとする。</p>	<p>（入院費の徴収）</p> <p>第6条 法第59条の4の規定により、入院に要する費用として措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者から、別表に定める額を徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援者である場合は徴収しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 費用徴収額の認定に当たって当該措置入院者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要がある場合には、保護者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉子どもセンター等の関係機関若しくは保護者に対し</p>

照会等を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条、第3条関係） 第1 建築物			別表第1（第2条、第3条関係） 第1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施設	(1)～(6) [略] (7) <u>母子及び寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第 129号）第39条第 1 項に規定する <u>母子福祉施設</u> (8) [略] (9) <u>介護保険法</u> （平成 9 年法律第 123号） <u>第 8 条第25項</u> に規定する介護老人保健施設 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、 <u>同条第13項</u> に規定する障害者支援施設、 <u>同条第22項</u> に規定する地域活動支援センター、 <u>同条第23項</u> に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設 (11) [略]	[略]	1 福祉 保健施設	(1)～(6) [略] (7) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第 129号）第39条第 1 項に規定する <u>母子・父子福祉施設</u> (8) [略] (9) <u>介護保険法</u> （平成 9 年法律第 123号） <u>第 8 条第27項</u> に規定する介護老人保健施設 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、 <u>同条第11項</u> に規定する障害者支援施設、 <u>同条第25項</u> に規定する地域活動支援センター、 <u>同条第26項</u> に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設 (11) [略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12 サービス施設	(1) <u>郵便局株式会社法</u> （平成17年法律第 100号） <u>第 2 条第 2 項</u> に規定する郵便局	[略]	12 サービス施設	(1) <u>日本郵便株式会社法</u> （平成17年法律第 100号） <u>第 2 条第 4 項</u> に規定する郵便局	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第3（第5条関係） 第1 建築物に関する整備基準			別表第3（第5条関係） 第1 建築物に関する整備基準		
整備箇所	整備基準		整備箇所	整備基準	

[略]	
19 授乳及びおむつ交換場所	(1) 福祉保健施設(母子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が 2,000平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。 (2) [略]
[略]	

[略]	
19 授乳及びおむつ交換場所	(1) 福祉保健施設(母子・父子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が 2,000平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。 (2) [略]
[略]	

様式第 2 号 (その 1) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

様式第 2 号 (その 1) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

[略]

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 敷地内通路	[略]	[略]		
	イ 傾斜路及び踊場の設置	奥行き cm		
	[略]	[略]		
[略]				

[略]

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 敷地内通路	[略]	[略]		
	イ 傾斜路及び踊場の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	[略]	[略]		
[略]				

[略]

11 エレベーター

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
[略]		[略]		
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは 150cm以上		高低差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 奥行き		
(9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置(注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 cm		
[略]				

[略]

11 エレベーター

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
[略]		[略]		
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは 150cm以上		高低差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 幅 cm 奥行き cm		
(9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置(注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
[略]				

[略]

19 授乳及びおむつ交換場所(注14)

[略]

(注14) 福祉保健施設(母子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で、用途面積が 2,000㎡以上のものに限る。

[略]

[略]

19 授乳及びおむつ交換場所(注14)

[略]

(注14) 福祉保健施設(母子・父子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で、用途面積が 2,000㎡以上のものに限る。

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することが

できる。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第51号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第3関係）				別表第1（第3関係）			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	[略]	[略]	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	[略]	[略]
[略]				[略]			
備考				備考			
1 [略]				1 [略]			
2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項 (2)・(3) [略]				2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで (2)・(3) [略]			
3 [略]				3 [略]			
4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1) [略]				4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1) [略]			

(2) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第 129号) 第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる在宅障害児 (者) (社会福祉施設に措置された児童 (者)、法第24条の2 第1 項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第 6 条の自立支援給付の受給者 (同法第 5 条第 5 項、第 6 項、第 7 項、第13項、第14項及び第15項に規定するサービスに限る。) 又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。) のいる世帯

ア～エ [略]

(4) [略]

5～7 [略]

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第 129号) 第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる在宅障害児 (者) (社会福祉施設に措置された児童 (者)、法第24条の2 第1 項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第 6 条の自立支援給付の受給者 (同法第 5 条第 6 項、第 7 項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。) 又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。) のいる世帯

ア～エ [略]

(4) [略]

5～7 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

[略]

[略]		
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	[略]

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額 (所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第 1 項 (同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (地方税法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。) 及び第 3 号 (地方税法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)) に規定する寄附金に限る。)、第92条第 1 項並びに第95条第 1 項から第 3 項まで、租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第41条の 2、第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第41条の19の 2 第 1 項、第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第41条の19の 4 第 1 項及び第 3 項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税の額 (所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314条の 7、第 314条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付 (以下「支

別表第 2 (第 3 条関係)

[略]

[略]		
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	[略]

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額 (所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第 1 項 (同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (地方税法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。) 及び第 3 号 (地方税法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)) に規定する寄附金に限る。)、第92条第 1 項並びに第95条第 1 項から第 3 項まで、租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第41条の 2、第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第41条の19の 2 第 1 項、第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第41条の19の 4 第 1 項及び第 3 項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税の額 (所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314条の 7、第 314条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

援給付」という。)をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

別表第 3（第 3 条の 2 関係）

[略]

階層区分	基準月額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	[略]	
[略]	[略]	

備考

1～3 [略]

4 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（所得税額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第 12 条の規定は適用しない。）をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

5～7 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 3（第 3 条の 2 関係）

[略]

階層区分	基準月額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	[略]	
[略]	[略]	

備考

1～3 [略]

4 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（所得税額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項まで、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第 12 条の規定は適用しない。）をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

5～7 [略]

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和47年宮崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>母子及び寡婦福祉法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）<u>第10条第1項各号</u>に掲げる資金（以下「母子福祉資金」という。）及び<u>法第19条の2第1項</u>において準用する<u>法第10条第1項各号</u>に掲げる資金（以下「寡婦福祉資金」という。）の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、<u>法第10条第1項</u>の女子及び<u>法第19条の2第1項</u>の寡婦にあっては別記様式第1、<u>法第11条</u>（<u>法第19条の2第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する<u>母子福祉団体</u>にあっては別記様式第2による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>療養資金</u> 別記様式第5による診断書及び所要経費見積書</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第4条 前条の規定により母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、遅滞なく、連帯して債務を負担する借主及び保証人（<u>母子福祉団体</u>の場合は除く。）の連署した別記様式第11又は別記様式第12による借用書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(氏名、名称又は住所の変更)</p> <p>第6条 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けた者（その者が死亡した後は、その者の保証人又はその者と連帯して債務を負担する借主）は、自己又は自己の保証人若しくは自己と連帯して債務を負担する借主が氏名、名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、別記様式第13による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人の変更)</p> <p>第7条 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けた者（その者が死亡した後は、その者と連帯して債務を負担する借主）は、保証人を変更する必要があるときは、別記様式第14による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）<u>第13条第1項各号</u>に掲げる資金（以下「母子福祉資金」という。）<u>、法第31条の6第1項各号</u>に掲げる資金（以下「父子福祉資金」という。）及び<u>法第32条第1項各号</u>に掲げる資金（以下「寡婦福祉資金」という。）の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>又は寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、<u>法第13条第1項</u>の女子、<u>法第31条の6第1項</u>の男子及び<u>法第32条第1項</u>の寡婦にあっては別記様式第1、<u>法第14条</u>（<u>法第31条の6第4項</u>及び<u>法第32条第4項</u>において準用する場合を含む。）に規定する<u>母子・父子福祉団体</u>にあっては別記様式第2による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>医療介護資金</u> 別記様式第5による診断書及び所要経費見積書</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第4条 前条の規定により母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>又は寡婦福祉資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、遅滞なく、連帯して債務を負担する借主及び保証人（<u>母子・父子福祉団体</u>の場合は除く。）の連署した別記様式第11又は別記様式第12による借用書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(氏名、名称又は住所の変更)</p> <p>第6条 母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>又は寡婦福祉資金の貸付けを受けた者（その者が死亡した後は、その者の保証人又はその者と連帯して債務を負担する借主）は、自己又は自己の保証人若しくは自己と連帯して債務を負担する借主が氏名、名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、別記様式第13による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人の変更)</p> <p>第7条 母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>又は寡婦福祉資金の貸付けを受けた者（その者が死亡した後は、その者と連帯して債務を負担する借主）は、保証人を変更する必要があるときは、別記様式第14による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

(貸付けの停止)

第9条 修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金又は児童扶養資金の貸付けを受けている者(借主が死亡した場合は、同居の親族(修学資金にあっては当該貸付けにより就学している者、修業資金にあっては当該貸付けにより知識技能を習得している者とする。))又は保証人は、令第11条(令第29条において準用する場合を含む。)の規定により当該資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときは、遅滞なく、別記様式第19による届出書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(継続貸付けの申請)

第10条 法第10条第3項の規定による母子福祉資金又は法第19条の2第1項において準用する法第10条第3項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを継続して受けようとする者は、別記様式第21による申請書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(貸付金の増額)

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は児童扶養資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額がそれぞれ令第6条第3号、第4号、第5号、第7号若しくは第12号又は令第27条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とする場合には、別記様式第23による申請書を知事に提出して、当該限度額の範囲内において当該貸付金の増額を申請することができる。

2 [略]

(貸付金の辞退等)

第12条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は児童扶養資金の貸付けを受けている者は、別記様式第25による申出書を知事に提出して、将来に向かって貸付金の交付を辞退し、又は貸付金の減額を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出書の提出を受けたときは、別記様式第26による通知書により、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(借用書の再提出)

第12条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は児童扶養資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額に増減を生じたとき、貸付けを辞退したとき、又は貸付けを停止されたときは、新たに借用書を提出しなければならない。

(貸付金の償還免除)

第14条 法第12条(法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の償還免除を受けようとする者は、別記様式第27による申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(据置期間の延長)

第14条の2 令第7条第6項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、別記様式第28の2による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、所得証明書及び扶養する児童の状況を証明する書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、据置期間の延長の適否を決定し、その旨を別記様式第28の3による通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(償還金の支払猶予)

(貸付けの停止)

第9条 修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金の貸付けを受けている者(借主が死亡した場合は、同居の親族(修学資金にあっては当該貸付けにより就学している者、修業資金にあっては当該貸付けにより知識技能を習得している者とする。))又は保証人は、令第11条(令第29条において準用する場合を含む。)の規定により当該資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときは、遅滞なく、別記様式第19による届出書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(継続貸付けの申請)

第10条 法第13条第3項の規定による母子福祉資金、法第31条の6第3項の規定による父子福祉資金又は法第32条第2項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを継続して受けようとする者は、別記様式第21による申請書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(貸付金の増額)

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額がそれぞれ令第6条第3号、第4号、第5号、第7号若しくは第12号又は令第27条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とする場合には、別記様式第23による申請書を知事に提出して、当該限度額の範囲内において当該貸付金の増額を申請することができる。

2 [略]

(貸付金の辞退等)

第12条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、別記様式第25による申出書を知事に提出して、将来に向かって貸付金の交付を辞退し、又は貸付金の減額を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出書の提出を受けたときは、別記様式第26又は別記様式第26の2による通知書により、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(借用書の再提出)

第12条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額に増減を生じたとき、貸付けを辞退したとき、又は貸付けを停止されたときは、新たに借用書を提出しなければならない。

(貸付金の償還免除)

第14条 法第15条(法第31条の6第5項及び法第32条第5項において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の償還免除を受けようとする者は、別記様式第27による申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(償還金の支払猶予)

第15条 令第18条第1項(令第29条において準用する場合を含む。)
)の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、別記様
 式第20による申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別記

様式第1(第2条関係)

母子
 福祉資金貸付申請書
 寡婦

(個人用)

[略]

母子寡婦家庭となった事由及び その年月日	※母子寡婦類 型	[略]
[略]		
母子 上記のとおり 福祉資金の貸付けを受けたいので、関係 寡婦 書類を添えて申請します。 [略] 宮崎県知事 殿 [略]		

[略]

様式第2(第2条関係)

母子
 福祉資金貸付申請書
 寡婦

(団体用)

[略]		
事業場の 使用人員	法に定める配偶者のない女子 で現に児童を扶養している者	[略]
	[略]	
[略]		
母子 上記のとおり 福祉資金の貸付けを受けたいので関係書 寡婦 類を添えて申請します。 [略]		

[略]

様式第3(第2条関係)

[略]

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子福祉資金	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第4(第2条関係)

[略]

第15条 令第18条第1項(令第29条において準用する場合を含む。)
)の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、別記様
 式第29による申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別記

様式第1(第2条関係)

母子
 父子福祉資金貸付申請書
 寡婦

(個人用)

[略]

母子父子寡婦家庭となった事由 及びその年月日	※母子父子寡 婦類型	[略]
[略]		
母子 上記のとおり 父子福祉資金の貸付けを受けたいので、関係 寡婦 書類を添えて申請します。 [略] 西臼杵支庁長 福祉子どもセンター所長 殿 福祉事務所長 [略]		

[略]

様式第2(第2条関係)

母子
 父子福祉資金貸付申請書
 寡婦

(団体用)

[略]		
事業場の 使用人員	法に定める配偶者のない者で 現に児童を扶養している者	[略]
	[略]	
[略]		
母子 上記のとおり 父子福祉資金の貸付けを受けたいので、関係 寡婦 書類を添えて申請します。 [略]		

[略]

様式第3(第2条関係)

[略]

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 父子福祉資金 寡婦	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第4(第2条関係)

[略]

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 福祉資金	
	寡婦	
	[略]	
[略]		

様式第 6（第 2 条関係）

[略]				
増 改 築 ・ 補 修 を 必 要 と す る 理 由	資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]	
		[略]		
		母子 福祉資金		
		寡婦		
		[略]		
[略]				

様式第 7（第 2 条関係）

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 福祉資金	
	寡婦	
	[略]	
[略]		

様式第 8（第 2 条関係）

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 福祉資金	
	寡婦	
	[略]	
[略]		

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 父子福祉資金	
	寡婦	
	[略]	
[略]		

様式第 6（第 2 条関係）

[略]				
増 改 築 ・ 補 修 を 必 要 と す る 理 由	資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]	
		[略]		
		母子 父子福祉資金		
		寡婦		
		[略]		
[略]				

様式第 7（第 2 条関係）

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 父子福祉資金	
	寡婦	
	[略]	
[略]		

様式第 8（第 2 条関係）

[略]		
資 金 の 調 達 計 画	区 分	[略]
	[略]	
	母子 父子福祉資金	
	寡婦	
	[略]	
[略]		

別記様式第 9 を次のように改める。

様式第 9 (第 3 条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 印
福祉事務所長母子
父子福祉資金貸付決定通知書
寡婦母子
年 月 日付けで申請のあった父子福祉資金については、下記のと
寡婦

おり貸し付けることを決定したので通知します。

なお、同封の借用書に必要事項を記入し、押印の上、あなたと連帯保証人の印鑑
証明書を添え、年 月 日までに各担当事務所の窓口へ提出してくだ
さい。

記

資金の種類	資金	貸付決定日	年 月 日
貸付番号			
貸付金額	金 円 (月額 円)		
貸付期間	年 月から 年 月まで (年 か月)		
利 子			
償還期間	年 月から 年 月まで (年 か月)		
償還方法	年賦 半年賦 償還 月賦	回数 初回以降 最終回	円 円
連帯保証人			
備 考			

<注> 氏名や住所等に変更があった場合は、大切な連絡ができなくなりますので、速やかに下記に連絡してください。

— 連絡先 —

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第10（第3条関係） [略] 殿 宮崎県知事 印 母子 福祉資金貸付不承認通知書 寡婦 母子 さきに申請の <u>福祉資金</u>（ 資金）の貸付けについては、 寡婦 貸付けをしないことにしたので通知します。 [略]</p>	<p>様式第10（第3条関係） [略] 様 西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 印 福祉事務所長 母子 父子福祉資金貸付不承認通知書 寡婦 母子 さきに申請の <u>父子福祉資金</u>（ 資金）の貸付けについては、 寡婦 貸付けをしないことにしたので通知します。 [略]</p>

別記様式第11を次のように改める。

様式第11 (第4条関係)

母子
父子 福祉資金借用書
寡婦

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
借 用 金 額	総 額	円	
	月 額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 日	から	年 月 日 まで
償 還 期 間	年 月 日	から	年 月 日 まで
償 還 方 法	年賦 半年賦 償還 月賦	回	初回以降 最終回 円 円

上記のとおり借用いたします。
 ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく法令等の定めるところにより、償還いたします。

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長借 主 住所
氏名

(印)

連 帯 借 主 住所
又は後見人氏名

(印)

連 帯 住所
保 証 人 氏名

(印)

連 帯 住所
保 証 人 氏名

(印)

※必ず本人自著で、借主と連帯保証人の印鑑登録証明書と一緒に提出してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第12（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（団体用）</p> <p style="text-align: center;">母子 福祉資金借用書 寡婦</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>上記のとおり <u>福祉資金</u>を借用しました。</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p>については、<u>母子及び寡婦福祉法</u>及びこれに基づく法令等の定めるところにより償還します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第13（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子 福祉資金借主等氏名等変更届出書 寡婦</p> <p>[略]</p> <p>様式第14（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子 福祉資金保証人変更承認申請書 寡婦</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>上記の借主が貸付けを受けている <u>福祉資金</u>については、旧寡婦連帯保証人〔住所氏名〕に代わって、私が借主と連帯して債務を負担することを約します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第15（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">母子 福祉資金保証人変更承認（不承認）通知書 寡婦</p> <p>[略]</p> <p>様式第16（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p>	<p>様式第12（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（団体用）</p> <p style="text-align: center;">母子 <u>父子福祉資金借用書</u> 寡婦</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>上記のとおり <u>父子福祉資金</u>を借用しました。</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p>については、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>及びこれに基づく法令等の定めるところにより償還します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第13（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長 <u>福祉こどもセンター所長</u> 殿 福祉事務所長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子 <u>父子福祉資金借主等氏名等変更届出書</u> 寡婦</p> <p>[略]</p> <p>様式第14（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長 <u>福祉こどもセンター所長</u> 殿 福祉事務所長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子 <u>父子福祉資金保証人変更承認申請書</u> 寡婦</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>上記の借主が貸付けを受けている <u>父子福祉資金</u>については、旧寡婦連帯保証人〔住所氏名〕に代わって、私が借主と連帯して債務を負担することを約します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第15（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">西臼杵支庁長 <u>福祉こどもセンター所長</u> 印 福祉事務所長</p> <p style="text-align: center;">母子 <u>父子福祉資金保証人変更承認（不承認）通知書</u> 寡婦</p> <p>[略]</p> <p>様式第16（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 殿</p>

<p>[略] 様式第17 (第 8 条関係) [略] 殿 宮崎県知事 印</p> <p>母子 福祉資金貸付金交付停止 (減額) 決定通知書 寡婦</p> <p>[略] 様式第18 (第 8 条関係) [略] 殿 宮崎県知事 印</p> <p>母子 福祉資金貸付金交付再開 (増額) 決定通知書 寡婦</p> <p>[略] 様式第19 (第 9 条関係) [略] 宮崎県知事 殿</p> <p>[略] 母子 福祉資金借受資格喪失届出書 寡婦 母子 下記のとおり 福祉資金の借受資格を失ったのでお届けしま す。 [略]</p>	<p>福祉事務所長 [略] 様式第17 (第 8 条関係) [略] 様 西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 印 福祉事務所長</p> <p>母子 父子福祉資金貸付金交付停止 (減額) 決定通知書 寡婦</p> <p>[略] 様式第18 (第 8 条関係) [略] 様 西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 印 福祉事務所長</p> <p>母子 父子福祉資金貸付金交付再開 (増額) 決定通知書 寡婦</p> <p>[略] 様式第19 (第 9 条関係) [略] 西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 殿 福祉事務所長 [略] 母子 父子福祉資金借受資格喪失届出書 寡婦 母子 下記のとおり 父子福祉資金の借受資格を失ったのでお届けしま す。 [略]</p>
---	---

別記様式第20を次のように改める。

様式第20 (第9条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 印
福祉事務所長

母子
父子福祉資金貸付停止決定通知書
寡婦

あなたに対して、年 月 から資金の貸付けを行ってきましたが、
年 月 日付けの届出 (申出) に基づき、下記のとおり、貸付金の停
止を決定したので通知します。

記

資 金 名	資 金	貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
貸 付 済 額	金 円 (年 月から 年 月まで)		
要 返 納 額	金 円 (年 月から 年 月まで)		
停 止 の 始 期	年 月から		
新たな償還期間 及び償還方法	年 月から 年 月まで (回) 年賦 半年賦 月賦 初回以降 円 最終回 円		
償 還 方 法	年賦 半年賦 償還 回 初回以降 月賦 最終回		
停 止 理 由			

(注) 返納金が生じる場合は、後日返納通知書を送付しますので期限までに返納
してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第21 (第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p>母子 福祉資金継続貸付申請書 寡婦</p> <p>母子</p> <p>下記のとおり借主死亡後も引き続き <u>福祉資金</u>の貸付けを受 けたいので申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第21 (第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長 <u>福祉</u>こどもセンター所長 殿 <u>福祉</u>事務所長</p> <p>[略]</p> <p>母子 <u>父子福祉</u>資金継続貸付申請書 寡婦</p> <p>母子</p> <p>下記のとおり借主死亡後も引き続き <u>父子福祉</u>資金の貸付けを受 けたいので申請します。</p> <p>[略]</p>

別記様式第22を次のように改める。

様式第22 (第10条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 印
福祉事務所長

母子
父子福祉資金継続貸付決定 (否決) 通知書
寡婦

母子
年 月 日付けで申請のあった父子福祉資金の貸付継続については、
寡婦
下記のとおり決定 (否決) したので通知します。

記

資金の種類	資金	貸付決定日	年 月 日
貸付番号			
前借主			
貸付決定額	金	円	
貸付済額	金	円	
	(年 月から	年 月まで月額 円)
継続決定額	金	円	
	(年 月から	年 月まで月額 円)
継続貸付けをしない理由			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第23 (第11条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p>母子 福祉資金増額貸付申請書</p> <p>寡婦</p> <p>母子</p> <p>下記のとおり <u>福祉資金</u>の増額貸付けを受けたいので申請し ます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第23 (第11条関係)</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長 <u>福祉</u>こどもセンター所長 殿 <u>福祉</u>事務所長</p> <p>[略]</p> <p>母子 父子<u>福祉</u>資金増額貸付申請書</p> <p>寡婦</p> <p>母子</p> <p>下記のとおり <u>父子福祉資金</u>の増額貸付けを受けたいので申請し ます。</p> <p>[略]</p>

別記様式第24を次のように改める。

様式第24 (第11条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
 福祉こどもセンター所長 印
 福祉事務所長

母子
 父子福祉資金増額貸付決定 (否決) 通知書
 寡婦

母子
 年 月 日付けで申請のあった父子福祉資金については、下記のとおり
 寡婦
 増額貸付をする (しない) ことに決定したので通知します。
 なお、同封の借用書に必要事項を記入し、押印の上提出してください。

記

資 金 名	資 金	貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
既貸付決定額	金	円 (月額	円)
増額貸付決定額	金	円 (月額	円)
変更後貸付決定額	金	円	
増額の貸付期間	年 月から	年 月まで	年 か月
変更後貸付期間	年 月から	年 月まで	年 か月
償 還 期 間	年 月から	年 月まで	年 か月
償 還 方 法	初回以降	円	最終回 円
増額貸付けをしない理由			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第25 (第12条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p>母子 福祉資金貸付辞退 (減額) 申出書</p> <p>寡婦 母子</p> <p>下記のとおり <u>福祉資金の貸付けの辞退 (減額) をしたいの</u> <u>寡婦</u></p> <p>で申し出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第25 (第12条関係)</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長 <u>福祉こどもセンター</u> 所長 殿 <u>福祉事務所</u> 長</p> <p>[略]</p> <p>母子 <u>父子福祉資金貸付辞退 (減額) 申出書</u></p> <p>寡婦 母子</p> <p>下記のとおり <u>父子福祉資金の貸付けの辞退 (減額) をしたいの</u> <u>寡婦</u></p> <p>で申し出ます。</p> <p>[略]</p>

別記様式第26を次のように改める。

様式第26 (第12条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 印
福祉事務所長

母子
父子福祉資金貸付辞退承認通知書
寡婦

母子
年 月 日付けで申出のあった父子福祉資金については、下記のとおり
寡婦
貸付辞退を承認することに決定したので通知します。

記

資金の種類	資金	貸付決定日	年 月 日
貸付番号			
貸付済額	金 円 (年 月から 年 月まで)		
要返納額	金 円 (年 月から 年 月まで)		
停止の始期	年 月から		
新たな償還期間 及び償還方法	年 月から 年 月まで (回) 初回以降 円 最終回 円		

別記様式第26の次に次の1様式を加える。

様式第26の2 (第12条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 印
福祉事務所長母子
父子福祉資金貸付減額承認通知書
寡婦母子
年 月 日付けで申出のあった父子福祉資金については、下記のとおり
寡婦
貸付減額を承認することに決定したので通知します。

記

資金の種類	資金	貸付決定日	年 月 日
貸付番号			
既貸付決定額	金	円 (月額)	円)
減額貸付決定額	金	円 (月額)	円)
変更後貸付決定額	金	円	
減額の貸付期間	年 月から	年 月まで	年 か月
変更後貸付期間	年 月から	年 月まで	年 か月
償還期間	年 月から	年 月まで	年 か月
償還方法	初回以降	円 最終回	円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第27（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p style="text-align: center;">福祉資金償還免除申請書</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>下記のとおり <u>福祉資金</u>の償還免除を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第27（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長</p> <p>福祉こどもセンター所長 殿</p> <p>福祉事務所長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p style="text-align: center;">父子福祉資金償還免除申請書</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>下記のとおり <u>父子福祉資金</u>の償還免除を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p>

別記様式第28を次のように改める。

様式第28 (第14条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 印
福祉事務所長母子
父子福祉資金償還免除決定 (否決) 通知書
寡婦年 月 日付けで申請のあった償還金の免除については下記のとおり
償還免除をする (しない) ことに決定したので通知します。

記

資金の種類	資金	貸付決定日	年 月 日
貸付番号		貸付決定額	金 円
借主			
免除期間	年 月から	年 月まで	(月分)
免除金額	金	円	
償還免除をしない理由			

別記様式第28の2及び別記様式第28の3を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第29（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p style="text-align: center;">福祉資金支払猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>下記のとおり <u>福祉資金</u>の償還金の支払猶予を受けたいので</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p>、別紙書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第30（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p style="text-align: center;">福祉資金支払猶予決定（否決）通知書</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>さきに申請のあった <u>福祉資金</u>の償還金の支払猶予について</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p>は、支払猶予をする（しない）ことに決定したので通知します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第29（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁長</p> <p>福祉こどもセンター所長 殿</p> <p>福祉事務所長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p style="text-align: center;">父子福祉資金支払猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>下記のとおり <u>父子福祉資金</u>の償還金の支払猶予を受けたいので</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p>、別紙書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第30（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">西臼杵支庁長</p> <p style="text-align: right;">福祉こどもセンター所長 印</p> <p style="text-align: right;">福祉事務所長</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p style="text-align: center;">父子福祉資金支払猶予決定（否決）通知書</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p style="text-align: center;">母子</p> <p>さきに申請のあった <u>父子福祉資金</u>の償還金の支払猶予について</p> <p style="text-align: center;">寡婦</p> <p>は、支払猶予をする（しない）ことに決定したので通知します。</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。